

鉛筆、シャープペン、フリクションボールペン等の消せる
ペンでの記入は御遠慮ください。

記入例

神奈川県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

令和8年7月3日

【1】申請者 父、母が2名いる場合、どちらが1人目になっ
ていてもかまいません。

記入をもって誓約・委任します。

※まず、裏面から記入してください

保護者 1人目 (申請書記 入者)	住所	神奈川県 横浜 日本大通1 〇〇〇マンション101		日中連絡が取れる電話番号 080 - 1234 - 5678	
	ふりがな	かながわ たろう		高校生 等との 関係	☒ 親権者(父) ☐ 親権者(母)
	氏名	神奈川 太郎			☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他()
保護者 2人目	ふりがな	かながわ はなこ		高校生 等との 関係	☐ 親権者(父) ☒ 親権者(母)
	氏名	神奈川 花子			☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ その他()

③に☑を入れてください。

【2】申請理由 次のいずれかに☑

- ☐ ①生活保護受給世帯 令和8年度(非)課税証明書の市・県民税所得割額を見て記入してく
ださい。
- ☐ ②住民税非課税世帯
- ☒ ③家計急変世帯

配偶者控除となっている保護者等で、市・県民税
が課税されていないとも令和8年度 非課税証明書
を提出し、0と記入してください。

【3】令和8年度 県民税・市町村民税 所得割額 確認 ※生活保護は記入不要 計急変でⅠ～Ⅲに該当しない場合は金額まで

所得割合計額の該当金額に☑	所得割額合計額(円)	道府県民税所得割額(円)	市町村民税所得割額(円)	道府県民税所得割額(円)	市町村民税所得割額(円)
☐ Ⅰ 0円(非課税)	105,800	63,300	42,500	0	0
☐ Ⅱ 100円～105,499円					
☒ Ⅲ 106,000円以上					

保護者等の所得割額の合計額を記入
し、あてはまる欄に☑をつけてくだ
さい。

至(卒業)は、高校等に在学中の場合記入不要です。

氏名	神奈川 次郎		平成	2009年 2月 2日	
在学する学校	名	私立	課程	☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制	在学 年
	称	私立	課程	自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日	在学期間 自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日
上記とは別に 在籍したこと のある高校等	名	私立	課程	☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制	在学 年
	称	私立	課程	自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日	在学期間 自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日

【5】高校生等の 7月1日時点で在学している以外に、過去に他の学校にいた
場合は記入してください。

- ☐ ① 日本国籍
- ☐ ② 特別永住者
- ☐ ③ 永住者
- ☐ ④ 日本人の配偶者等
- ☐ ⑤ 永住者の配偶者等
- ☐ ⑥ 定住者のうち将来永住する意思がある
- ☒ ⑦ 家族滞在のうち、日本国の小学校、中学校を卒業した者であって、高
校等卒業後に日本で就労して定着する意思がある
- ☐ ⑧ 上記以外(令和8年度新入生で在留資格「留学」除く)

在留期間満了日が7月1日よりも前の日付である場合は支
給できません。

④～⑧に

在留期間の満了日 (西暦) 2029年 3月 31日

⑥、⑦において意思がない場合は、⑧になります。
⑧で令和8年度の新入生で在留資格が「留学」の場合は、本給
付金は対象外となります。

【6】国籍証明書類 ※下記いずれか一つに☑

- ☐ 令和8年度就学支援金(新制度)又は学び直し支援(新制度)の支給決定通知書
- ☐ 令和8年度高校生等・新修学支援又は学び直し支援(旧制度)の支給決定通知書
- ☒ 住民票(写し)
- ☐ 在留カード(コピーしたもの)
- ☐ 特別永住者証明書(コピーしたもの) ※特別永住者である高校生等のみ

「第2号様式 振込先登録用紙」に貼付した、通帳の見
開き部分又はオンラインバンク画面に記載されている名
義人のとおりに正確に記入してください。誤字脱字、記
入漏れ、名義人氏名変更、口座解約等で振込できなかつ
た場合は支給ができない場合があります。
※高校生等の本人名義の口座可。

【7】上記【5】において、⑦の家族滞在に☑した方は記入

- ☒ 日本国の小学校の卒業証書又は卒業証明書 を提出する
- ☒ 日本国の中学校の卒業証書又は卒業証明書 を提出する

家族滞在の方で、日本国の小学校を卒業してい
ない場合は【5】の⑧になります。令和8年度の新入生で在留資格が「留学」
の場合は、本給付金は対象外となります。

【8】振込先口座

振込先 口座	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード	0 1 2 3	▽▽▽	本店 支店 本所・支所 出張所	支店コード	0 1 2
	預金 種目	普通 当座 貯蓄	口座番号	0 1 2 3 4 5 6	口座名義人 (申請者)	※通帳見開きに記載された名義人を正確に記入してください カナガワ タロウ		

【裏面があります⇒】

記入不要

家族状況から誰の課税証明書の提出が必要なのか確認して
☑してください。

該当しない場合は次へ

両面印刷でない場合は氏名を余白に記入

和25年法律第144号)第36条に定める生業扶助(高等学校等就学費)を受給している
生活保護受給証明書を提出します。この申請における非課税世帯ではありません。

【10】 該当しないので①～⑥のうち該当するいずれかの者の令和8年度(非)課税証明書を提出します ※生活保護受給者には不要

☒	① 親権者(両親)2名分 ・高校生等が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合。共同親権者(両親)が1名の場合 ※一方が単身赴任の場合であっても、2名分提出してください(海外赴任等日本で住民登録が 支給対象になりません)	両面印刷ができない場合、この面にも保護者1人の氏名を 余白に記入してください。
☐	② 親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、DVや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、一方の親権者の課税証明書等を提出できない場合 など	
☐	③ 未成年後見人 ・当該生徒が主として他の者(父母以外)の収入により生計を維持されている場合 ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く	
☐	④ 高校生等の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という。)(両親等)2名 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合(入学時点で成人も含む)	
☐	⑤ 主たる生計維持者1名分 ・高校生等が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合(例:祖父母、おじ、おば) ・入学時点で高校生等が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など	
☐	⑥ 高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 など (親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長は除く)	

【11】 申請区分について

☒	下表の3項目中、どの申請区分で申請するかを確認しました。
-------------------------------------	------------------------------

生活保護	【9】に☑した場合は、生活保護区分で申請をしてください。
非課税～年収 490万円相当	保護者等全員令和8年度(非)課税証明書の都道府県民税所得割額、市町村民税所得割額(減免後)の合計額が次の3つのうちのいずれか。 Ⅰ:0円(非課税)(年収270万円未満相当)Ⅱ:100～105,499円(年収270～380万円相当)Ⅲ:105,500～182,499円(年収380～490万円相当)
家族滞在	神奈川県外の高校等※に在学している場合、在学証明が必要です。 (※通信制は本母校が神奈川県外である場合です。)

【12】 在学証明書(原本)の提出が必要です。

☐	・高等学校等へ在学していること又は学び直し支援金の受給資格があることの記載がある。 【12】で「通常申請」を選択した場合は、7月1日時点での在学状況の証明となっている。 ・【12】で「家計急変」を選択した場合は、家計急変事由発生日の属する月の翌月の初日(例:発生日7月2日なら8月1日時点での在籍状況であるか)。ただし、事由発生日が7月1日以前の場合は、7月1日時点での在籍状況の証明となっているか。
--------------------------	--

【13】 この申請における対象となる生徒の国籍等の確認書類等について

☒	下表から、この申請における対象の高校生等の国籍及び在留資格ごとにおける、必要書類と生徒の意思について確認しました。 ※ただし就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金の支給決定通知書で代用することも可です。
-------------------------------------	--

国籍、在留資格	必要書類	記載事項、要件など	生徒の意思
日本国籍	住民票の写し	市役所などで取得した原本であること	
特別永住者	・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し のいずれか一つ	・特別永住者証明書をコピーしたもの ・住民票の写しは市役所などで取得した原本で、 国籍・在留資格等の記載があるもの	
・在留カードの写し ・住民票の写し のいずれか一つ	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは市役所などで取得した原本で、 国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの	・定住者は、将来永住する意思がある 者が対象です。	
・家族滞在	・在留カードの写し ・住民票の写し のいずれか一つ さらに、 日本の小学校、中学校の 卒業証書の写し 卒業証明書の原本 のいずれか一つ	・在留カードはコピー ・住民票の写しは市役 所などで取得した原本 ・特別支援学校(小・中) ・義務教育学校の前後期及び中等教育学校の前期課程	住民票の写しについて ・住民票の写しは対象となる生徒が記載されていれば世帯一部でも構いません。 ・きょうだいがいる世帯の申請は、申請ごとに原本が必要です。 ・令和8年に発行された住民票をお願いします。 ・在留期間満了日が申請日より前に到来するものはお使いいただけません。 この場合、更新された在留期間満了日が記載された住民票を提出してください。

【14】 誓約・委任について 誓約書を読んで理解した上で表面の記入をしてください。

誓約内容 申請者 ・私が に に従 ・(非課税世帯のみ)7月1日時点で生活保護(生業扶助(高等学校等就学費)を受給している) ・私は、神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行 ・この申請における対象となる高校生等は、過去に公立私立問わず高等 ・この申請における対象となる高校生等は、7月1日時点で休学して ・この申請の対象となる高校生等は、7月1日現在※、「児童福祉法による児童入所施設に措置費等国庫負担金について(令和5年5月 10日こ支家第47号)」による措置費等の支弁対象となる生徒ではなく、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を 除く。)の支弁を受けていません。 ※家計急変申請は事由発生日の属する翌月の初日	誓約します。 また、この申請書に虚偽の記載をして支給を受ける場合は、知事の求め 施設入所や里親に養育されている高校生等は、 見学旅行費、特別育成費の支給を受けているこ とがあるので必ず確認してください。
委任内容 ※未済がある場合 申請者(及び申請者以外の保護者等)は、次のとおり委任します。 ・授業料以外の教育費に関して学校へ納付する納付金等に未済があるので、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充て るために、学校長が高校生等奨学給付金を代理受領することについて委任します。	

記入例
補足

(非) 課税証明書の市・県民税所得割額の確認箇所(例)

横浜市の場合

▼税額控除等 (円)			▼所得割・均等割 (円)		
	市 民 税	県 民 税		市 民 税	県 民 税
税額控除前所得割	65,300	44,000	減免前所得割	63,300	42,500
調整控除	2,000	1,500	所得割減免額	0	0
配当控除	0	0	減免後所得割	63,300	42,500
住宅借入金等税額控除	0	0	減免前均等割	3,000	1,000
寄附金税額控除	0	0	均等割減免額	0	0
外国税額控除	0	0	減免後均等割	3,000	1,000
所得割調整額	0	0	▼森林環境税 (円)		
配当割繰渡所得割	0	0		森林環境税	
所得割額	63,300	42,500		1,000	
				0	
				1,000	

「減免後所得割額」を記入してください。

川崎市の場合

課 税 額		
	税 源 移 譲 前	税 源 移 譲 後
課税額合計	¥185,200	¥185,200
(内) 市民税所得割額	¥107,600	¥143,500
(内) 市民税均等割額	¥3,000	¥3,000
(内) 県民税所得割額	¥36,400	¥36,400
(内) 県民税均等割額	¥1,300	¥1,300
(内) 森林環境税額	¥1,000	¥1,000

「税源移譲後」の所得割額を記入してください。